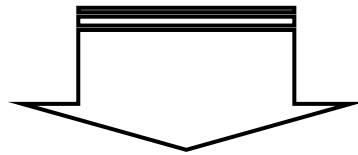


令和8年度川地中学校での  
体罰，各種ハラスメント，  
障害などを理由とする差別  
についての相談は・・・



【相談員】

教 頭 垣内田 充 事務長 坂部 美智代  
教 諭 藤原 公祐（生徒指導主事）  
養護教諭 松本 裕子

『体罰』 ⇒ 「手や物でたたかれた」「足でけられた」などのことです。

『各種ハラスメント』 ⇒ 「さわられたりして、いやな思いをした」などのことです。

『障害などを理由とする差別』

⇒ 障害があることなどを理由に不当な扱いを受けたり、生活する上で当然必要な配慮をしてもらえなかったりすることです。

川地中学校（0824）68-2015

つぎのところでも相談を受け付けています。

◇三次市教育委員会教育部学校教育課

☎0824(62)6187

◇広島県教育委員会事務局

☎082(513)4917・4918・4919

◇広島県立教育センター

☎082(427)3076